

使用済燃料の再処理等に係る制度見直しの概要と記載変更内容

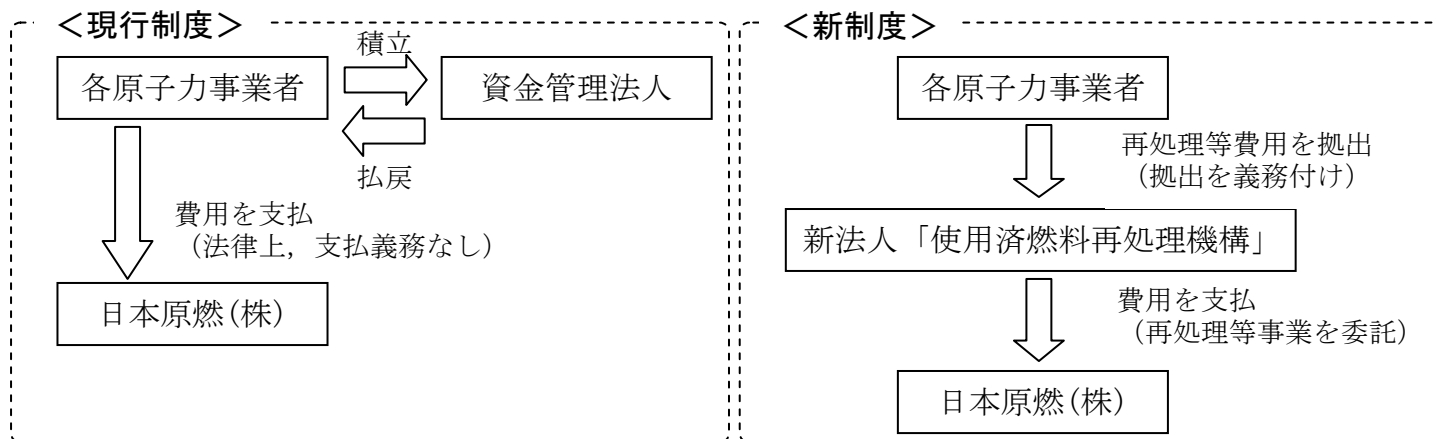
1. 使用済燃料の再処理体制の見直し

これまで、当社を含む原子力事業者は、日本原燃株式会社を設立し、使用済燃料の再処理事業を共同で進めてきたが、本年5月、再処理等事業に必要な資金を安定的に確保し、事業を着実かつ効率的に実施する観点から、国による制度の見直しが行われた。

(1) 制度見直しの概要

- ・再処理等事業を着実にを行う体制を構築するための認可法人「使用済燃料再処理機構」を設立（設立準備中）。
- ・発生者責任の原則に基づき、使用済燃料の発生量に応じて再処理等事業に必要な資金は引き続き原子力事業者が負担するが、現行の積立金制度を新たに設立する法人への拠出金制度に改める。

(2) 制度見直しのイメージ図



2. 原子炉設置変更許可申請書記載内容の変更（本文 八 使用済燃料の処分の方法）

変更前*	変更後	変更理由
<p>使用済燃料は、国内の再処理事業者又はわが国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である British Nuclear Fuels plc 及び Compagnie Générale des Matières Nucléaires において再処理を行うこととするが、国内における再処理施設の能力に余力がある場合には、国内の再処理事業者に優先的に委託することとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。</p>	<p>使用済燃料は、①「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、「原子炉等規制法」に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、②使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>①ただし、使用済燃料再処理等積立金が使用済燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成 12 年 3 月 30 日*付けで許可を受けた記載を適用する。</p>	<p>① 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布に伴う記載変更。</p> <p>② 記載の適正化。</p>
<p>再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。</p> <p>ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。</p>	<p>①（削除）</p>	
<p>海外において再処理を行う場合には、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p>	<p>海外において再処理①が行われる場合は、①「再処理等拠出金法」の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>②海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p>	

※：代表として島根原子力発電所 1， 2号機の記載を示す。